

第26回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年8月23日(金) 午後1時00分

2 場 所 浜中町農業協同組合 2階会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嗟 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について |
| 日程第 8 | 報告第 3 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 10 | 議案第 2 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 11 | 議案第 3 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 12 | 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 13 | 議案第 5 号 | 令和元年度浜中町農業委員会補正予算の提出について |
| 日程第 14 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局長 第26回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長 午前中の年金協議会の総会に引き続き、第26回の総会ということで、お疲れのところ全委員の参加をいただきまして大変ありがとうございます。
今回は報告3件、議案5件の提案をしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。
本日は大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、6番百々委員、7番村越委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けません。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

事務局長 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。
農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3

条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、
整理番号1の届出人は、厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、平成〇〇年〇月〇〇日付けで所有権の取得をしたものでございます。
今回の届出により取得した農地は、厚陽〇〇番、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書2ページから3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第2号農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴くこと」とされております。

本案は、〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、

整理番号1は円朱別西〇線〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇が、農業用施設の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第3号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第3号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあつせんの申出に伴う1件の調整報告であります、

整理番号1は、釧路市文苑〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇氏より令和元年〇月〇日付けで所有権移転によるあつせんの申出があったものでございますが、対象地は西円朱別西〇〇〇線〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会5名の委員により実施し、土地

の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円となり、所有者である〇〇氏に価格の算定方法、算定額の説明を行いました。その後、〇〇氏より賃貸借を検討したい旨の連絡があり、〇月〇日に地域での農地利用協議を行いました。

農地利用協議の結果、〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇氏、〇〇〇〇氏が借り受けることで調整が整いました。

賃借料は〇〇〇〇 〇〇〇〇については、〇〇万〇,〇〇〇円、〇〇〇氏については、〇〇万〇,〇〇〇円、〇〇〇〇氏については、〇万〇,〇〇〇円となりました。価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書7ページ、8ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調整委員の方々から補足があれば、これを受けます。

調整委員の方々、何かありませんか。

3番白川英之委員。

白川英之委員

この〇〇〇さんの農用地については、〇月の総会の際に売買の関係で総会を通りまして、農地部会が調整委員として指名された案件であるが、今回利用関係の調整という形で賃貸借に移行しているが、基本的には〇〇さんの了解が得られなかったということで、なぜ得られなかったかという点、当時〇〇さんが新規就農したとき、おそらく平成〇年の〇〇〇〇〇事業で入っていると思いますが、そのときの農地の評価が今回の評価と約〇〇〇万円差があって、了承を得られなかった原因のようです。なぜそうなったかについては、当時の評価の仕方と今の評価の仕方が違う部分もあるので、一概には言えないが、何とか当時の価格に近い金額にしてほしいという要望のもとに地域協議をした結果、〇年間の賃貸借を経過して、今回の評価金額を前提に〇年後に売り渡しを受けるということで地元協議が成立したと聞いております。今回賃貸借に移行した経過についてはそのようになったと報告を受けておりますので、説明しておきます。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、これから、報告第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、4件の現況証明願でございますが、

浜農委1-8号の願い出人は、浜中基線〇〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は浜中基線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇〇〇㎡で、登記地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、阿部委員、堀金委員、新井委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化しており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委1-9号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、登記地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、阿部委員、堀金委員、新井委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、施設が建設されており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委1-10号の願い出人は、姉別北〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は姉別北〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、登記地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、阿部委員、堀金委員、新井委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、施設が建設されており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委1-11号の願い出人は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は姉別南〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇〇〇㎡で、地目変更後の太陽光発電施設の建設を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、阿部委員、堀金委員、新井委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、施設が建設されており、農地

として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

事 務 局 長 (補足説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
まず、浜農委1-8号について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委1-9号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委1-10号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委1-11号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委1-8号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委1-8号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委1-9号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委1-9号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委1-10号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委1-10号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委1-11号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委1-11号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、

1点目の「法人形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます

事 務 局 長

議案第3号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、2件の届出でございますが、

整理番号1は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は厚陽〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和元年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は厚陽〇〇番〇、〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡の内〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和元年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号1で〇番

〇〇〇〇委員が議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の
理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若し
くは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または
農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があつ

た場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされており。

本案は、売買2件による利用権設定の申出でございますが、
整理番号1は、浜中基線〇〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、
整理番号2は、厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。
お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1については、農地部会にお願いしたいと思います。
整理番号2については、農地部会と村越委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第13 議案第5号 令和元年度浜中町農業委員会補正予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号令和元年度浜中町農業委員会補正予算の提出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

この度の補正は、農業委員会公用車の破損に伴い、歳出の補正をしようとするものでございますが、

当初の予算では、修理費を賄えないことから、農業委員会事務局に要する経費の修繕料を8万1千円増額要求するものです。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、9月27日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、9月27日、金曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、9月27日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第26回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午後2時10分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

6番 百々 栄二

浜中町農業委員会

7番 村越 敏春